

日体協公認指導員制度に関する確認事項

1 指導者資格について

(1) 公認指導者資格に関する規定

準指導員以上の資格を有する者（下記＜指導員の種類＞参照）がチームに1名以上いなければ、チーム登録はできない。また、厳密には大会中（ゲーム中）に有資格者がいなければ没収試合となる。

＜指導員の種類＞

- ◆日体協公認・日ソの共同資格（4年間有効・義務講習受講者のみ再度4年間更新可能）
 - 1, 公認ソフトボール指導員
 - 2, 公認ソフトボール上級指導員
 - 3, 公認ソフトボールコーチ
 - 4, 公認ソフトボール上級コーチ
- ◆日ソ独自資格（4年間のみ有効、更新不可能。指導員資格の実技修了者としての扱い）
 - 5, 公認ソフトボール準指導員

(2) 公認指導者規定について

＜大会要項への記載事項＞

・協会主催の公式試合においては、大会参加申込書の提出に際し、公認指導者資格を有する者について、取得資格名・登録番号等を記載する欄を設け、大会プログラムに掲載しなければならない。

※各チームは、指導者資格を有している者について、漏れなく記入してください。

＜協会主催の公式試合に出場する監督・コーチ＞

・監督・コーチは原則として、本規定（指導者の種類 1～5）の有資格者でなければならない。ただし、監督・コーチが資格を有していない場合においては、チーム内に有資格者がいなければならない。

※したがって、監督・コーチは有資格者が望ましい。また、監督代行を立てる場合は、有資格者とする。

＜競技会における指導者資格の確認＞

・協会主催の公式試合においては、公認指導者規定及び内規に基づいて、大会競技委員長が資格の確認を行う。

※監督会議時または開会式の前に有資格者の確認をします。大会プログラムに掲載してある有資格者は、その資格を証明できるカードや認定証などを持参してください。

＜準指導員の登録について＞

・登録の有効期限は最大4年間。登録料は初期登録のみとなっている。1年ごとの登録更新制度は、すでに廃止されている。

2 準指導員から日体協公認指導員への移行（ランクアップ）について

※準指導員は日体協公認指導員になるための専門科目修了者であり、原則として、4年間の資格有効期間内に共通科目を修了し、2つの資格を合体（免除申請）させて、日体協公認指導員に移行するものである。したがって、準指導員資格の有効期間内（4年間）であればいつ合体（免除申請）してもかまわない（必ずしも1年目に日体協公認指導員への移行を行わなくてもよい）。

ただし、準指導員資格有効期間の4年目になると手続きが間に合わなくなることもあるので、準指導員資格有効期間の3年目までには共通科目を修了し、2つの資格を合体（免除申請）させて日体協公認指導員に移行すること。

- ・通常は準指導員取得後にNHK通信講座を受講することで自動的に日体協公認指導員になる。
- ・NHK通信講座を受講後に準指導員を取得した場合→自分で免除申請する。
- ・NHK通信講座以外で準指導員取得後に共通科目を取得した場合→自分で免除申請する。
- ・NHK通信講座以外で共通科目取得後に準指導員を取得した場合→自分で免除申請する。

※自分で申請する場合は、申請に必要な書類があるので、指導者委員長へ連絡し、手続きについて指示を受けること。

NHK通信講座以外で共通科目の免除申請ができる資格は以下のとおり。

- ①指導員・上級指導員 ②コーチ・上級コーチ ③ 教師・上級教師
- ④スポーツプログラマー ⑤フィットネストレーナー ⑥アスレティックトレーナー
- ⑦クラブマネジャー ⑧アシスタントマネジャー ⑨ジュニアスポーツ指導員
- ⑩レクリエーションコーディネーター ⑪C・B・A級スクーバダイビング指導者
- ⑫野外活動指導者1級 ⑬スポーツリーダー ⑭スポーツ少年団「認定員」
- ⑮免除適応コース共通科目修了証明書取得者（体育系の大学卒業者など）

※①～③については、ソフトボール以外の種目の資格を持っている者。
例えば、バレーボール、ラグビー、水泳、サッカー、スキーなど

詳しくは、別紙資料「日体協公認指導員になるまで」を参照してください。

3 日体協公認指導員のクレジット機能付きカードの廃止について

- ・カード会社が、日体協との契約を打ち切ることになった。
 - ・代わりに指導者管理システム（マイページ）を立ち上げ、平成24年4月の登録者から順次IDとパスワードが付与され、自分で住所変更などの情報更新を行うことになる。
- ※日体協公認指導員登録の際に、個人情報保護に関連し、氏名も住所もすべて掲載しないとしている場合、万一、本人と直接連絡を取りたい場合に連絡がつかず、不利を被ることになるので、掲載してもよいと訂正をお願いしたい。